

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20180601	完和物流有限会社 法人番号(2260002 015076) 代表者森末章博	岡山県岡山市南区藤田2 27番16	本社営業所	岡山県岡山市南区宗津9 78番地6	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成29 年4月14日、同年4月19日、同年11月24日 及び同年12月28日に監査を実施。10件の違 反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵 守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下安全規則)第3条第4項)(2)健康状態 の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(3) 点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1 項、第2項及び第3項)(4)点呼の記録義務違 反(安全規則第7条第5項)(5)点呼の記録事 項義務違反(安全規則第7条第5項)(6)乗務 等の記録保存義務違反(安全規則第8条第1 項)(7)運行記録計による記録義務違反(安全 規則第9条)(8)運転者台帳の記載事項義務 違反(安全規則第9条の5第1項)(9)特定の 運転者に対する適性診断受診義務違反(安全 規則第10条第2項)(10)整備管理者の研修 受講義務違反(安全規則第15条)	6	6
20180606	有限会社ダイアサービ ス 法人番号(2260002 012718) 代表者二羽孝至	岡山県岡山市北区今4丁 目11-16	本社営業所	岡山県岡山市北区今4丁 目11-16	輸送施設の使用停止 (40日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第9条第1項、第17 条第1項及び第4項	情報提供を端緒として、平成29年6月1日、同 年9月5日及び同年12月27日に監査を実施。 7件の違反が認められた。(1)事業計画の変 更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施 行規則第2条第1項第4号)(2)乗務時間等の 基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安 全規則(以下安全規則)第3条第4項)(3)健 康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6 項)(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条 第1項及び第2項)(5)点呼の記録事項義務違 反(安全規則第7条第5項)(6)乗務等の記録 事項義務違反(安全規則第8条第1項)(7)運 転者に対する指導監督の記録義務違反(安全 規則第10条第1項)	4	4

20180611	株式会社ニヤクコーポレーション 法人番号(3010601042032) 代表者堀江浩太	東京都江東区冬木14-5	中国支店 下松事業所	山口県下松市潮音町8丁目6-20	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	タイヤ脱落による事故を惹起したことを端緒として、平成29年10月3日及び同年10月12日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)定期点検整備の実施違反(道路運送車両法第48条)	5	5
20180611	妙見開発有限会社 法人番号(7240002043339) 代表者知光晋芳	岡山県笠岡市茂平1372番地9	本社営業所	岡山県笠岡市茂平1372番地9	事業停止(7日間)及び輸送施設の使用停止(353日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項及び第4項	過積載運送を行ったとして、広島県公安委員会から通報を受けたことを端緒に、平成29年6月16日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)(2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)	43	43

20180625	仲谷 浩一	島根県隠岐郡海士町海士 1508-1	菱浦営業所	島根県隠岐郡海士町海士 1508-1	輸送施設の使用停止 (120日車)及び文書 警告	貨物自動車運送事業 法第9条第1項、第3項 後段、第11条、第17 条第4項及び第60条 第1項	情報提供を端緒として、平成29年10月5日に 監査を実施。14件の違反が認められた。(1) 事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車 運送事業法施行規則(以下施行規則)第2条 第1項第4号)(2)事業計画の変更認可違反 (休憩・睡眠施設)(施行規則第2条第1項第5 号)(3)事業計画変更の事後届出違反(主たる 事務所の位置)(施行規則第7条第1項第1 号)(4)事業計画変更の事後届出違反(営業 所の位置)(施行規則第7条第1項第3号)(5) 運送約款等の掲示違反(貨物自動車運送事業 法第11条)(6)アルコール検知器の備え違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安 全規則)第7条第4項)(7)点呼の記録義務違 反(安全規則第7条第5項)(8)点呼の記録事 項義務違反(安全規則第7条第5項)(9)乗務 等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1 項)(10)運行記録計による記録義務違反(安 全規則第9条)(11)運転者台帳の作成義務 違反(安全規則第9条の5第1項)(12)運転者 に対する指導監督義務違反(安全規則第10 条第1項)(13)定期点検整備の実施違反(道 路運送車両法第48条)(14)事業報告書・事 業実績報告書の提出義務違反(貨物自動車運 送事業法第60条第1項)	12	12
----------	-------	-----------------------	-------	-----------------------	--------------------------------	--	--	----	----